

NEWS RELEASE



国土交通省

国土交通省 近畿運輸局

問い合わせ先
(所属) 自動車監査指導部 (旅客担当)
(担当) 栗原・藤原
(電話) 06-6949-6449

令和4年4月4日

福祉タクシー事業者に事業停止処分

この度、下記の一般乗用旅客自動車運送事業者(福祉輸送限定)に対して、近畿運輸局が立入監査を行ったところ、法令違反が確認されたことにより、令和4年4月4日付けで行政処分を行いましたので、お知らせします。

記

- 事業者名及び営業所名
事業者名：有限会社マーチトラベル (法人番号：2120002079044)
営業所名：ヒロサービス営業所 (大阪府守口市大久保町1丁目1番13番)
- 立ち入り監査の実施日
令和3年10月29日
- 監査の端緒
法令違反の疑いによる。
- 行政処分(不利益処分)について
別紙のとおり

配布先
青灯クラブ
陸運記者会(ハイタク・トラック)

行政処分（不利益処分）について

(1) 処分年月日：令和4年4月4日（月）

(2) 処分内容：道路運送法第40条に基づく事業停止処分

【104日間の事業用自動車使用停止処分（対象車両3両）】

※許可等の条件違反による30日間の事業停止＋輸送施設の使用停止
220日車⇒処分累積点数が51点以上となったことによる74日間の事業停止

(3) 行政処分の対象となった法令違反の内容

1. **運賃料金認可、運賃料金変更認可違反**
（道路運送法第9条の3第1項）
2. **事業計画の変更認可違反（自動車車庫）**
（道路運送法第15条第1項）
3. **疾病、疲労等のおそれのある乗務**
（道路運送法第27条第3項）
（旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項）
4. **点呼の実施義務違反**
（道路運送法第27条第3項）
（旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項、第2項）
5. **アルコール検知器備え義務違反**
（道路運送法第27条第3項）
（旅客自動車運送事業運輸規則第24条第4項）
6. **点呼の記録義務違反**
（道路運送法第27条第3項）
（旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項）
7. **乗務等の記録義務違反（記載事項の不備）**
（道路運送法第27条第3項）
（旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項、第4項）
8. **乗務員台帳の作成、備付け義務違反（未作成）**
（道路運送法第27条第3項）
（旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項）
9. **乗務員台帳の作成、備付け義務違反（記載事項の不備）**
（道路運送法第27条第3項）
（旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項）
10. **定期点検整備等の未実施**
（道路運送法第27条第3項）
（旅客自動車運送事業運輸規則第45条）
（道路運送車両法第48条）
11. **許可等の条件又は期限違反（輸送する旅客の範囲を限定する旨の条件に違反）**
（道路運送法第86条第1項）